

第3 第6期計画における取組状況

第6期計画において、サービス提供体制の確保のため重点的に取り組むこととした6つの事項についての取組状況は、次のとおりです。

1 相談支援体制の充実と強化

基幹相談支援センターを中心に、17か所の相談支援事業所において、それぞれに配置された相談支援専門員によるサービス等利用計画等の作成や、障がいのある人やその家族が抱える複合的な課題に対応しています。

また、基幹相談支援センターでは、社会福祉士等の資格を持つ専門職員を配置し、相談支援事業者を訪問しての助言・指導の実施、研修会の開催など、人材育成等の支援を行っています。

また、令和4年4月より、市内10か所の函館市地域包括支援センターを新たな福祉拠点として位置付け、地域の相談支援体制の強化を図っています。

函館地域障害者自立支援協議会においては、地域における課題等を関係機関との連携を図りながら検討し、障がいのある人やその家族に対する支援を行っています。

さらに、障害者相談員など地域において相談支援に携わる人に対しても、研修会や講座の開催などによりスキルアップを図っています。

2 障がいのある人の地域生活への移行促進

基幹相談支援センターを含め、8か所の事業所で地域移行に向けた普及啓発や地域移行を希望する人に対する新しい生活の準備等の支援、地域生活の継続をめざす「見守り」などの支援を行い、地域移行、地域定着の促進を図っています。

また、地域生活での主な受け入れ先として、共同生活援助（グループホーム）が26か所（定員 340人）整備されており、日常生活上必要な支援を行っています。

3 地域社会の支え合い

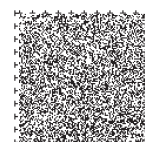
函館市地域福祉計画に基づき、行政はもとより、市民、ボランティア、関係団体などが、それぞれの立場で力を合わせ、相互に連携して、共に支え合う意識の醸成を図るとともに、障がいのある人もない人も共に生活し、活動できる社会をめざし、ノーマライゼーション推進事業などを実施しています。

また、福祉避難所の整備や避難行動要支援者名簿および個別避難計画の作成を通じて、災害時に配慮が必要な人に対する対応の強化を図っています。

4 障がいのある人の就労の促進

函館公共職業安定所や道南しょうがい者就業・生活支援センターなどと連携し、事業主への障がい者雇用の啓発や障がい者雇用促進フェアの開催により、一般就労の拡大を図っています。

また、就労継続支援事業所等が生産する授産製品の認知度の向上や販売機会の拡大を図るため、中心市街地の商業施設において販売イベントを開催しています。



5 障がいのある子どもに対する支援の強化

障害児支援サービスは、利用ニーズの増加により、現在、97事業所（定員 835人）で実施しており、第5期計画策定時の54事業所（定員 480人）から着実に増加しています。

また、適正なサービスの提供や質の向上を図るため、北海道と共同で実地指導を行い、各事業所に対し助言・指導を行っています。

はこだて療育・自立支援センターでは、児童発達支援に加え、児童発達支援センターとしての機能である障害児相談支援および保育所等訪問支援を実施するなど、療育体制の強化を図り、地域の中核的な療育支援の機能を有する施設としての役割を担っています。

6 権利擁護の推進

函館市成年後見センターでは、成年後見制度に関する業務を専門的・一元的に行うとともに、市民後見・法人後見の支援を行っています。

また、障害者差別解消法について、国や北海道および関係機関・団体等と連携した研修会や講習会の開催等の普及啓発活動を行っています。

その他に、虐待防止対策として、市に設置している障がい者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待に関する通報・届出の受理、相談・助言・指導等や広報・啓発活動を行っているほか、高齢者・障がい者虐待防止講演会を開催し、市内施設職員に向けた障がい者虐待防止の周知啓発を行っています。

